「第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画(原案)」に対する意見の要旨と本市の考え方

章	本編のページ	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
第1章 計画策定の	趣旨				
第1章 計画策定の趣旨	1		猫白血病や猫エイズウイルス陽性個体は「重篤な病気等」として殺処分するのではなく一般譲渡するべき。実質的殺処分ゼロなど全く意味がない。	1	個体の状況を考慮した上で、譲り渡しが可能な猫 については、譲渡するよう努めております。
第2章 動物行政の	現状と課	題			
	2		ペットショップで購入するよりも動物保護団体や愛護センターから譲り受ける人が増えるよう、動物愛護や適正飼育の啓発と学生への教育を行ってほしい。	3	動物愛護や適正飼育の普及啓発については、多様 な広報媒体を活用して行っていくこととしてお り、ご意見を参考に取り組んでまいります。
	2	 1 犬猫の収容と処分状況	教育の場(小中高)での啓蒙啓発活動、高 齢者への啓蒙啓発活動を強化してほし い。	1	
	2	↑ 入畑の収谷と処方仏流	福岡市民には違法に野良猫の引き取り拒否をしていながら、県警からの要請では猫を引き取っている。	1	市民から飼い主不明の猫の引取りの相談があった 場合、引取りを求める理由や状況などを聴取し対 応することとしております。
	3		法35条を無視した野良猫の引き取り拒否により、実態とかけ離れた収容頭数となっている。	1	
	5	2 犬猫に関する苦情件数 及び苦情内容	野良猫の苦情に対し、法25条における周辺生活環境の保全等に係る措置を怠っている。	1	不適切な給餌行為等に対する指導対応マニュアルを策定し指導を行うとともに、環境省令で定める周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている場合には、法25条に基づき適切に措置を行ってまいります。
	8	4 動物取扱業の登録状況 等	リーダーがないと識別できないマイクロチップではなく、携帯電話やGPS等を活用した個体識別や位置情報を把握できるようにできないのか。	1	マイクロチップは、犬猫の所有者が所有者明示をすることで、動物の盗難や迷子の防止、迷子になって保護された際に返還を容易にすることなどを目的としております。迷子になった犬猫の位置情報の把握については、ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	8		マイクロチップリーダーによる登録情報 読み込みならびに返還業務を拒否してい る。	1	動物愛護管理センターに収容された犬猫については、マイクロチップリーダーにより、マイクロチップの有無を確認し、登録情報が確認できたものについては飼い主への返還に努めております。
	10		すべての動物の飼育を免許制とし、定期 的に免許更新をするようにしてくださ い。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
第2章 動物行政 の現状と課題	10	6 動物愛護・適正飼育の 普及啓発	学校の授業、地域のイベント等での魚、 動物など生き物の解剖、殺す行為は禁止 してください。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	10		出張授業でのモデル犬の使用禁止。愛護 センターや愛護団体のところに子どもた ちが訪ねて、命の大切さを教えてくださ い。	1	福岡市では、子ども向けの啓発プログラムとして、幼稚園、小学校低学年向けのモデル犬とのふれあいを中心とした「ハローアニマル」から、モデル犬を使用しない小学校中高学年から中学生向けの「道徳授業」に移行して実施しております。
	10		学校での飼育動物を廃止してほしい。	2	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	11		出前講座の「ノラネコ問題と地域猫活動」に力を入れ、地域猫活動に反対する 住人が多い地域で実施する必要がある。	1	今後も出前講座やホームページ、広報などを通 し、飼い主のいない猫問題や地域猫活動などにつ いて広く市民に周知してまいります。
	11		防災無線又は街宣車を利用した適正飼育 の啓発や譲渡会の周知。	1	さまざまな媒体等を活用した効果的な啓発について検討してまいります。
	11		一般の飼い主の方々にわかりやすく最新 のトレーニング理論を用いた講師による しつけ方教室を実施してほしい。	1	しつけ方講習会やしつけ方相談については、一般 の飼い主の方に分かりやすいものとなるよう、内 容等について検討してまいります。
	11		古いしつけ方ではなく科学的根拠のある トレーニングによるセンター職員のしつ け方相談の実施。	1	
	12		Facebookのグループ機能など、 ボランティアの登録者数や参加者数を増 やすためのSNSを活用。	1	ご意見を参考に、ボランティアの参加機会の拡大 に繋がるよう努めてまいります。
	12	7動物関係団体やボラン ティアとの連携・共働	ボランティアが収容犬の問題行動を助長させることがないよう、正しい散歩の仕方等に関する勉強会に参加してから活動するなどの対策が必要であると考える。また、生き物相手であるため事故も考えられ、ボランティア保険の加入が必須と考える。	1	収容犬の運動等を行うボランティアに対しては、 初回参加時に接し方等の説明を行っております が、今後もボランティア研修や動物愛護管理に関 する情報提供を行ってまいります。また、ボラン ティア保険につきましては、ボランティア登録の 研修会において、傷害保険等の加入に努めるよう お願いしております。

章	本編のページ	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
第3章 計画の基本				1	
	16	- 7 施策推進の基本的視点 -	行政の責務として、具体的な施策の詳細 を載せてほしい。	1	具体的施策については、第7章に記載しておりま す。
第3章 計画の基本事項	16		動物取扱業者の責務について、具体的に 定めて実行させてほしい。	2	動物愛護管理法に規定されている動物取扱業者の 遵守事項が守られるよう、監視指導を行ってまい ります。
	16		動物関係団体、市民の役割として、行政 と連携し飼い主への指導・改善、虐待を 受けた動物の保護をしてほしい。	1	地域やボランティア等と連携し適正飼育の普及啓 発等に取り組んでまいります。
	16		抜き打ちでの立入検査など、動物取扱業 者の監視指導を強化してほしい。	5	動物愛護管理法や犬猫の飼養管理基準等に従い、 適正に監視指導を行ってまいります。
	16		減税や補助金等により、生体販売をやめた業者や個体台帳のデジタル化を進める業者を支援してほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	17		どういった行為が動物虐待に該当するか 市民に周知してほしい。	2	ホームページ、広報などを通し、虐待について広 く市民に周知してまいります。
第4章 計画の推進	体制				
第4章 計画の 推進体制	18		協議会への参画を合理的な説明なく拒否 している。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
第5章 施策の柱					
	19	2飼い主のいない猫問題 対策	飼い主のいない猫のTNRの支援と、適切な給餌や糞尿の清掃の啓発を行い、不適切な給餌者には罰則等を検討してほしい。	1	飼い主のいない猫の不妊去勢手術の支援を検討するとともに、不適切な給餌行為等に対しては指導対応マニュアルを策定した上で指導を行い、環境省で定める周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている場合には、法25条に基づき適切に対応してまいります。
第5章 施策の柱	19	4 多頭飼育問題対策	不妊去勢手術の啓発を行うとともに、一 世帯の飼育頭数を決めてほしい。	1	多頭飼育を防止するため、不妊去勢手術の必要性 や適切な飼育頭数に関する啓発に努めてまいりま す。
	19	5監視指導	可能な限り実験動物をせず、産業動物も 適正に飼育するよう監視指導してほし い。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	19	6 マイクロチップ装着の 推進	マイクロチップの登録情報に繁殖業者や 装着した獣医師等を追加してほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
第6章 目標					
	21	1 殺処分頭数 2 犬猫の収容頭数	「殺処分頭数」や「犬猫の収容頭数」の目標が低すぎる。少なくとも令和13年度の「殺処分頭数」はゼロにするべき。本来はもっと早く殺処分をゼロにする必要がある。	1	殺処分頭数については国の基本指針や福岡県の計画を参考に、収容頭数については第2次計画から引継ぎ半減を目標としております。目標については1日でも早く達成できるよう取り組んでまいります。
第6章 目 標	21	2 犬猫の収容頭数	野良猫の引き取り数および苦情件数の目標値には何の根拠もなく、福岡市の違法 行為を推進する意味しかなく今後も猫公 害被害者の人権を侵害し続けるどころか 強化すると言っているだけである。	1	収容頭数は、飼い主のいない猫のみだりな繁殖防止などにより、また、苦情件数は、不適切な給餌などによる迷惑の防止の指導啓発により半減を目指し取り組むこととしております。
	21	3 苦情件数	半減を目指すとありますが、その手法が 指導啓発しか書かれていない。	1	不適切な飼い主や給餌などへの指導啓発により減 少を図ることとしております。
	21		5番目の目標として、猫の飼い方教室参加者数を目標にしてほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
第7章 具体的施策					
	24		飼い猫の登録制度の実施。	1	「第7章具体的施策 1動物愛護・適正飼育の推進」の「飼い主責任の啓発」において、飼い猫の登録制度の効果や必要性について検討することとしております。
第7章 具体的施策	24		ポスター・リーフレット、市政だより、インターネット、SNS等を活用し、駅や公共施設、ペットショップ等の人目につきやすい場所での適正飼育や遺棄虐待防止等の啓発を行ってほしい。	6	適正飼育等の普及啓発については、多様な広報媒体を活用して行っていくこととしており、ご意見を参考に取り組んでまいります。 飼い猫の不妊去勢手術については、現在、費用の一部助成を行っております。
	24	T 1 動物愛護・適正飼育の 推進 -	犬猫が迷子になった時は、警察署・動物 愛護管理センターに連絡するよう周知徹 底してほしい。	1	
	24		飼い犬猫の不妊去勢手術の必要性の啓発 と手術費用の助成支援を行ってほしい。	1	
	24		具体的ではなく実現が難しいように感じる。SNSの活用以外に、広く啓発のアイデアを募集するのもひとつの有効な手段だと思う。	1	

章	本編のページ	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
	24	1 動物愛護・適正飼育の 推進	飼い主の年齢や状況に応じた適正飼育に 関する助言、指導、啓発のあり方の検討 について、第2次計画で着手済みとされ ていますが、これまでにどのようなこと が検討されたのか知りたい。	1	SNSの活用や、高齢者などへの啓発方法などについて、動物関係団体や福祉関係者と定期的に協議を行い検討しております。
	24		ワンヘルスを学校教育に取り入れる。	1	ワンヘルスについては、今後策定予定の福岡県の 行動計画に基づき連携して取り組んでまいりま す。
	24		県の『ワンヘルス推進基本条例』に即して、動物由来の感染症予防の観点から犬猫の販売時期を見直し、混合ワクチンを接種後、抗体価が上がってから流通するようにしてほしい。	9	犬猫の販売については、動物愛護管理法の改正により、生後56日齢を経過しない犬猫の販売が禁止されており、また、動物の疾病予防については、同法に犬猫の飼養管理基準が定められておりますので、両者が遵守されるよう監視指導を行ってまいります。
	24		県が定めた『ワンヘルス推進基本条例』 に即した学校での動物飼育の見直しと産 業動物飼育施設の指導。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	24		衝動買いを防ぐため、ペットショップで の販売前に適正な説明が行われるように してほしい。	1	販売時の説明等、適正な販売が行われるよう、動物取扱業者への監視指導を行ってまいります。
	24		「飼い主のいない猫」という表現は、「飼い主のわからない猫」とした方が正確ではないでしょうか。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	24		飼い主のいない猫の不妊去勢手術の必要性の啓発と、獣医師会との連携などによる手術費用の助成等の支援。	5	飼い主のいない猫の不妊去勢手術については、 「第7章具体的施策 2飼い主のいない猫問題対 策」の「収容頭数削減のための取組み」におい て、その必要性について啓発を行うとともに、子
	24		飼い主のいない猫の収容頭数削減のため の取り組みを検討するだけでなく実施し てほしい。	1	猫の収容や殺処分を減少させるため、不妊去勢手 術の支援について検討していくこととしております。 飼い主のいない猫の保護施設などについては、ご
	24		不妊去勢手術の助成金制度、飼育崩壊を防ぐ為のボランティアのサポート体制の調整、飼い主のいない犬猫を保護する為のシェルターを設立、ボランティア団体との連携など、皆さんの大切な税金を是非、殺すのでなく生かす方に使って頂きたい。	1	意見として承り、施策等の参考とさせていただます。
	24		市が、飼い主のいない猫のTNRや、病 気の治療をしてほしい。	2	
第7章 具体的施策	24		市が、野良猫の保護、避妊、里親探し、 譲渡できなかった猫の終生飼育を行って ほしい。	3	
	24		ボランティアの負担が軽減するよう、ど うぶつ基金の行政枠を活用してほしい。	1	
	24		町内会長の理解が得られない場合でも地域猫活動に取り組めるようにしてほしい。また、隣接する地域も取り組まなければ解決には繋がらないと思う。	1	地域の理解と協力が得られ、猫問題の解決に繋がるような地域猫活動の支援のあり方について検討し、地域の実情に合った支援を行ってまいります。
	24	2飼い主のいない猫問題 対策	地域猫活動の支援までのハードルを下 げ、積極的に野良猫の不妊去勢手術を推 進するべき。	1	地域猫活動の支援については、「第7章具体的施策 2 飼い主のいない猫問題対策」の「収容頭数削減のための取組み」において効果的な支援のあり方について検討してまいります。
	24		地域猫活動の支援地域をもう少し小さい 単位で行ってほしい。	1	
	24		TNR先行型の地域猫活動の支援を行ってほしい。	1	
	24		地域猫活動の取り組みには評価している が、学校や公園等の野良猫についても不 妊去勢手術の支援も行ってほしい。	1	
	24		地域猫活動の目標は、野良猫(無責任な 餌やり)をゼロにし、住民同士の揉め事 をなくすことにするべき。野良猫がゼロ になるのが猫好きにも猫嫌いにもベスト な方法だと思うので、地域猫活動もよい が、飼い主を探すのが最適だと思う。	1	地域猫活動は地域が主体となって取り組む活動であり、目標の設定や譲渡の実施などは地域に即したものとなるよう助言等を行っております。
	24		古賀市や神奈川県などボランティアと行政が協力して素晴らしい制度・活動をしている事例等を参考にし、個人やボランティア任せではなく職員が地域猫活動のメリットを町内会長に伝えていくべき。	1	地域猫活動の理解が進むよう普及啓発に努めてまいります。
	24		地域猫活動を町内会で義務化してほしい。	1	地域猫活動は地域の住民の理解と合意のもとに行われる活動であるため、地域の判断で取り組むものと考えております。
	24		令和3年の協議会において.地域猫活動ならびにTNRによる野良猫減少効果は無いと、協議会委員が認めているにも拘らず、地域猫活動を推進し、今後はTNR活動の実施を検討している。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	24		不適切な給餌者への指導について、行政 で監視人を設けるなど効果的な指導方法 を検討してほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。

章	本編のページ	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
	24		弱った愛護動物(猫)に餌を与えるのは 人道、道徳的に適切である。		給餌行為自体は否定されるものではありませんが、周辺の迷惑とならないよう配慮する必要があるため、不適切な給餌については、給餌方法や不妊去勢手術等について指導を行っております。
	24		ルールを守ってのエサやりにより保護譲渡が進むので、エサやり禁止を禁止してほしい。	1	「第7章具体的施策 2飼い主のいない猫問題対策」の「収容頭数削減のための取組み」において、不適切な給餌防止対策に取り組むとともに、適正管理の必要性などについて啓発していくこと
	24		猫に餌をやるなといった内容ではなく、猫が生きやすく地域猫として居られるよう、餌やりについてはマナーを守ること、必ず不妊去勢手術を行うなどの指導や、自治体のバックアップをお願いしま	1	としております。
	24		野良猫を保護して譲渡する施設を作って ほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	24	2 飼い主のいない猫問題 対策	保護猫を飼った人、会社、保護した猫カフェ等の猫の譲渡に関わった方に助成金を出すようなシステムなど、今までにない取り組みを考えてほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	24		子猫の収容数を減らし、殺処分をなくしていくため、飼い主のいない猫の情報や譲渡方法を市民の目に止まりやすいホームセンターやスーパー等に掲示してほしい。		猫の収容頭数、殺処分頭数を削減していくため、 飼い主のいない猫に関する現状や子猫の譲渡など について、多様な媒体を用いて市民に広報してま いります。ホームセンターやスーパー等への掲示 については、ご意見として承り、施策等の参考と させていただきます。
	24		飼い主のいない猫が虐待された場合の警察と協力し対応してほしい。	1	動物虐待が疑われる事例については、警察と連携 し対応しております。
	24		ペットショップでの猫の販売を禁止して ほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	24	-	UR(公団) や市営住宅でも、猫を飼育できるようにしてほしい。	2	URや市営住宅のペットの飼育については、それ ぞれの管理者の判断となりますが、ご意見として 承り、施策等の参考とさせていただきます。
	24		殺処分の判定基準の一般公開を求める。	1	犬猫の譲渡実施マニュアルについては、動物愛護 管理センターホームページに掲載しております。
	24	3譲渡の推進 4多頭飼育問題対策	譲渡判定は犬の体重や精神状態が安定するまで一定期間経過後に行ってしてほしい。	1	犬猫の適正譲渡を推進するため、譲渡実施マニュ アルの見直しを行いました。譲渡適性判定につい ては、随時、有識者の助言等による見直しを行っ
第7章	24		譲渡適性の判定に関して、外部の獣医師やドッグトレーナーの意見を取り入れて ほしい。	2	てまいります。
具体的施策	24		事後でも良いので、殺処分を行った犬猫について、協議の記録、生前の動画、写真、などを用いて、外部の専門有識者による検証するようにしてほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	24		収容犬猫のうち病気や怪我で治療が必要な犬猫に関しては、外部の動物病院と提携して適切な治療や手術が出来るようにしてほしい。	1	動物愛護管理センターに収容された負傷動物については、センターの獣医師が応急処置を行っておりますが、ご意見を今後の施策等の参考とさせていただきます。
	24		譲渡不適の犬猫は、動物行動学など正しい知識とスキルを持った専門家のよるトレーニングや投薬治療等を実施し、半年以上など時間をかけて対応してほしい。	4	必要に応じて、専門家に助言を仰いだり、職員の 研修を行うなど、ご意見を参考に取り組んでまい ります。
	24		一時預かりボランティア制度やトライア ル制度を実施し、譲渡を推進しながらも 慎重に譲渡を行ってほしい。	3	譲渡犬猫の預かりボランティアやトライアルについては、「第7章具体的施策 3譲渡の推進」の「譲渡事業の充実」において、検討していくこととしております。譲渡に当たっては、マッチングを十分に行うなど適正譲渡に努めてまいります。
	24		新しい飼い主の募集方法や譲渡後のフォローアップ方法、外飼いの容認等について見直しを行ってほしい。	1	適正譲渡を推進するため、譲渡方法等について、 適宜見直しを行ってまいります。
	24		子猫、子犬は病気であっても、獣医師と 連携し、生かす努力をし殺処分ゼロにし てほしい。	1	今後も福岡市獣医師会と連携してミルクボラン ティア事業に取り組むなど、できる限り譲渡に繋 げられるよう努めてまいります。
	24		ミルクボランティアを随時募集してほし い。	1	ミルクボランティアについては、随時募集を行っ ております。
	24		ホームページの譲渡情報に繁殖引退動物、実験引退動物を追加してください。	8	ホームページの譲渡情報については、利用者が自由に掲載できるページもあり、繁殖を引退した動物等についても掲載可能となっております。市民等から相談があれば案内しております。
	24		多頭飼育の届出制度の周知と、対象の変更(犬猫合計6頭以上)。多頭飼育者への手術や団体の紹介等の支援。問題のある飼育者の指導。		多頭飼育の届出制については、飼い主への周知を 行うとともに、関係部署と連携し多頭飼育者の把 握に努めてまいります。 問題のある飼い主に対しては「第7章具体的施策 4多頭飼育問題対策」の「多頭飼育問題防止のた
	24		多頭飼育問題対策として飼い犬猫の不妊 去勢手術費用の助成金制度	1	4 多頭即目问題対象」の「多頭即目问題的止のだめの啓発」及び「問題のある多頭飼育者への指導 啓発」において、指導啓発を行うとともに、問題 解決への支援について検討を行うこととしており
	24		不幸な命を増やさない為に、多頭飼育崩 壊への援助を率先して行ってください。	1	解状への支援について検討を行うこととしており ます。
	25		多頭飼育の届出の義務化してほしい。 4	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。

章	本編の	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
	25		監視指導マニュアルの作成による数値規制や法律に基づいた適正な監視指導を実施してほしい。	3	動物取扱業の適正化を図るため、「第7章具体的施策 5監視指導」の「動物取扱業者の監視指導」において、監視指導マニュアルを作成し、動物愛護管理法や犬猫の飼養管理基準等が遵守されているか監視指導を行うとともに、動物愛護管理法の行政処分に関する取扱要綱を策定し、違反事例に対しては適切に対応してまいります。
	25		監視指導マニュアルに以下の3点を盛り込んでください・指導は書面で行い、保管・共有する。・指導実施後は3ヶ月以内に改善確認の立入検査を実施する。・指導実施回数は1回とし、改善が見られない場合には速やかに「勧告」を実施する。	1	
	25		監視指導マニュアルの定期的な更新と担 当職員のブラッシュアップ。	1	
	25		立入検査の際は事業者所有の全個体をアニマルベースドメジャーの観点で目視による確認をすることと定めてください。	1	
	25		立入検査は事前通告なしで行い、動物愛 護の専門家などを同伴で行ってほしい。	5	
	25		個体台帳や診断書を確認し、犬猫の繁殖 が適正に行われているか監視してほし い。	1	
	25		新たな規制について事業者への十分な助言指導を行うほか、改善がみられない違反業者には厳しい処分を速やかに実施してほしい。	6	
	25		立入検査の実績、指導、勧告、処分等の 数値をホームページ等で公開してくださ い。	2	監視指導件数等については、福岡市生活衛生関係 事業統計や環境省の動物愛護管理行政事務提要に 掲載されております。
	25		繁殖引退犬猫の一般家庭への譲渡を促す ようにしてほしい。	1	動物愛護管理法の犬猫の飼養管理基準に基づき、 指導助言等を行ってまいります。
	25		担当する職員の不適切な職務に対する調 査や罰則に関する条例を策定してほし い。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	25	5 監視指導	動物取扱業者の動物を診察している獣医師からの報告、相談、通報窓口や従業員が内部告発を匿名や躊躇せずに行えるよう窓口を設ける。獣医師の通報を義務化する。	1	市内の動物取扱業者に関する相談等については東 部動物愛護管理センターで受け付けております。 また、法改正により、虐待の疑いがある個体を確 認した獣医師には通報が義務付けられておりま す。
第7章 具体的施策	25		悪質な動物取扱業者への厳格な指導、早期摘発と、アニマルポリスの設置を要望します。	1	不適切な動物取扱業者については、動物愛護管理 法に基づき適切に指導等を行ってまいります。ア ニマルポリスについては、ご意見として承り、施 策等の参考とさせていただきます。
	25		犬猫パートナーシップ店制度、譲渡サポート店制度促進の為に「認証ステッカー」の店頭での掲示や、市の推奨店としてステータスの付与し周知する。認証後も定期的な審査を実施する。	2	犬猫パートナーシップ店や譲渡サポート店にはスターやステッカーを配布し店頭で掲示しておます。また、ホームページに掲載するなど制度が協力店の周知に努めております。 認定の要件については、今後の参考とさせていたきます。認定後は更新時に再度基準に沿っていた。
	25		大猫パートナーシップ店制度の認定基準に以下を追加してほしい。 1. 高齢者は、病気や死亡した際に飼養する者がいるかの誓約 2. 家に動物アレルギーがいないかの誓約 3. 狂犬病予防接種は毎年必要であの説明 4. 動物も高齢になると介護が必要に動物も高齢になると介護が必要による事が必要のも病気にかかり事、費用は高いの手がある事の説明の年齢が分からになる事の説明の年齢が分からになる事のが表での経緯が分かしてきれば販売までのを表示してい。	1	るか確認を行っております。
	25		パートナーシップ店の認定基準に下記の加筆を要望致します。 ア、飼養管理基準を遵守している繁殖場で生まれている個体である。 イ、ワクチン接種後、充分に抗体が備わった個体であること(抗体検査後店頭	1	
	25		実験動物施設の登録、実験内容の報告、 立入検査の義務化を要望する。	3	「第7章具体的施策 5監視指導」の「実験動物 飼育施設の監視指導」において、定期的な立入 び監視指導を行うこととしておりますが、ご意
	25		実験動物施設の監視指導。3Rの原則の 推進。動物実験に詳しい団体との連携。	1	として承り、施策等の参考とさせていただきます。 す。
	25		産業動物飼育施設の監視指導について具体的な内容の記載がなく不十分である。	1	「第7章具体的施策 5監視指導」の「産業動物 飼育施設の監視指導」において、定期的な立入及 び監視指導を行うこととしておりますが、ご意見
	25		県が定めた「ワンヘルス基本条例」に即 した、産業動物の適正な飼育管理への指 導の実施。	1	として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	25		産業動物についてアニマルウェルフェアに配慮してほしい(妊娠ストール、バタリーケージ、強制換羽の禁止、屠殺までの最短時間化、認証制度や適切な生産者の支援)。	3	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。

章	本編のページ	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
	25	5 監視指導	1. 生体販売や商売目的の繁殖業等の新規開業禁止。 2. 違反業者の生体販売や繁殖の禁止。 3. 将来的に、生体販売と商売目的の繁殖の禁止の実現。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	25		ペットショップでの生体販売をやめてほ しい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	25		動物販売業者や展示販売をなくし、動物 は譲り受けるか、野良を飼うようにして ほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	25		ペットショップやブリーダー等からもマ イクロチップについて飼い主へ啓発して ほしい。	1	販売される犬猫については、マイクロチップ装着 の義務化等に伴い、マイクロチップの装着を推進 するとともに、登録データの更新など、飼い主へ の啓発に取り組んでまいります。
	25	 - 6 マイクロチップ装着の	装着済みのマイクロチップの登録情報の確認とマイクロチップの読み取りが可能な施設を周知してほしい。	1	
	25	推進	犬の登録や狂犬病予防接種時、猫の登録 時に犬猫の迷子札を無料配布してほし い。	1	犬の登録時に交付する犬鑑札については、裏面に連絡先等を記入できるようになっております。猫については、ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	25		MC装着時の獣医師や看護師による健康状態や親犬猫の確認を行うようにしてほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	26	7 狂犬病予防	狂犬病予防注射の実地率が向上するよう、さまざまな媒体を活用し、狂犬病の 怖さを市民に啓発してほしい。	1	「第7章具体的施策 7狂犬病予防」の「指導啓発の充実」において、狂犬病の正しい知識について、広く市民に啓発することとしております。
第7章 具体的施策	26	8 共働の推進	警察との連携は休日夜間における緊急時の連絡や対応体制だけではないはず。岡山県の計画を参考に、遺棄や虐待にも触れてほしい。	1	ご意見を踏まえ、「休日夜間における緊急時の警察との連絡や対応体制を整備します。」を「咬傷事故や動物の遺棄・虐待、逸走動物の保護などについて、警察との連携を図り、適切に対応していきます。」に修正します。
	26		実施内容に警察しか書かれていません が、警察以外の関係部署も記載してくだ さい。	1	他の関係部署との連携については、各具体的施策 の中に記載しております。
	26		犬猫パートナーシップ店制度や譲渡サポート店制度を犬猫の生体展示販売を 行っていない店舗でも行ってほしい。	1	犬猫パートナーシップ店制度は、新たに犬猫を飼い始める飼い主への適正飼育や終生飼育の啓発などを目的としており、犬猫の販売業者を対象としております。譲渡サポート店については、生体販売を行っていない動物取扱業者も対象となっております。
	26		動物愛護推進員の委嘱を行ってほしい。	2	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	26		神奈川県のペット110番や、大阪市のアニマルポリスなどのような、警察や専門機関と連携した、365日24時間体制の虐待等の相談窓口を開設してほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	26	9 危機管理対策	同伴避難が可能な施設の設置と市民への 周知や、災害発生や熱波、寒波到来前の 街宣車での呼びかけを行ってほしい。	1	ペットの災害対策や同行避難などについて、広く 市民への周知を行ってまいります。
	26		犬猫等と同行避難が出来る避難場所について市民に周知してほしい。	1	
	24~26		検討だけとしか書かれていない事項がたくさんあるため、検討後に実施する必要があるものとなれば、速やかに着手するような記載に変えてください。	1	ご意見として承ります。検討後は、速やかに実施 できるよう取り組んでまいります。
第8章 動物愛護管	理センタ	一の位置づけ及び役割			
第8章 動物愛護管 理センターの位置 づけ及び役割	27	_ 1 動物愛護管理センター _の位置づけ _	収容動物の情報について、SNS等を活用するとともに、高齢者にも届くような情報提供を行ってほしい。	1	ホームページやSNS等を活用するとともに、迷子になった際の問い合わせ先について周知してまいります。
	27		センターの医療設備の充実や、緊急時の 外部動物病院との連携体制の構築、高齢 犬猫への不妊去勢手術実施の見直し、看 取りボランティア制度の導入を実施して ほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	27		ボランティアを活用し、休日や攻撃性の ある収容動物の飼育管理方法を改善して ほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
	27		「優良飼い主の育成」という文言を付け加えてほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。

章	本編のページ	項目	意見要旨	意見数	意見に対する本市の考え方
	<u>ペーシ</u> 28		東部動物愛護管理センターの名称を東部 動物愛護センターに変更してほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
第8章 動物愛護管理センターの位置	28	 2 2 つの動物愛護管理セ ンターの役割	獣医師やボランティアを増員し、動物愛 護管理センターを殺処分しない終生飼育 のシェルターにしてほしい。	2	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
づけ及び役割	28	. フターの役割	動物病院での医療過誤、トリミング中の 死亡事故などの相談受付と問題に詳しい 弁護士を紹介などの対応の検討やイエ ロードッグプロジェクトの周知を行って ほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
その他					
			動物虐待を厳罰化し、警告ではなく、 即、処罰してほしい。	1	動物の虐待については、警察などの関係機関と連 携しながら適切に対応してまいります。
			虐待を受けた動物を保護するため、所有権の一時停止や移行の命令や勧告ができるような条例の策定や、アニマルポリスや警察に虐待専門の窓口の設置を検討してほしい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
			野良猫は病気や交通事故、虐待などで幸せとは言えないため、そろそろ猫に恩返しをし、人間みんな犬猫を好きになる、その命を大切にする世の中にして欲しい。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
その他			動殺ののアにが敬に事産人愛密境リリ及化リて放必のする場合の大の、これの、でいるというでは、大の人の、でいると、一人の、でいると、一人の、でいると、一人の、一人の、一人の、一人の、一人の、一人の、一人の、一人の、一人の、一人の	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
			協議会の内容について、背信的悪意により抄録から意図的に除外し、福岡市民の 知る権利を阻害ならびに隠蔽している。	1	協議会の協議内容については、会議録、資料等を ホームページに公表しております。
			協議会を傍聴した当協会から、この原案 草案に対して抗議および改訂を申し入れ ているが、それを一切無視していること は、福岡市による猫公害被害者の差別であり、また猫公害被害者の言論封殺と隠蔽であることから、到底容認できない。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
			福岡市協働事業から福岡市の猫公害被害 者団体を排除している。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
			「野良猫の管理」面において、原案の数値や取り組みと言ったものが、全く画の実施で表しておいて、過去2回の実施にいる検証や反省が全くなされて市ないの後も猫公害被害者は味いよる人権を侵害され続けることを意味である。 り、無効ないと対解な改訂が必要であるとの場所に、今後は市の担当部署ないあり、自時に、今後は市の担当部署ないとといるといるのが必要であるとのであると考える。	1	ご意見として承り、施策等の参考とさせていただ きます。
				201	